

社研ニュース

No. 34

2005年3月30日

編集責任者 山田 庫平

発行所 東京都千代田区神田駿河台1-1

明治大学社会科学研究所

このたび規程が制定されましたのでお知らせします。

社会科学研究所査読に関する内規

(査読制度の目的)

第1条 明治大学社会科学研究所（以下「本研究所」という。）が刊行する紀要及び叢書が社会科学の発展に寄与しうるように、その質的な維持と向上を図ることを目的として、査読制度を設ける。

(査読の対象)

第2条 本研究所が刊行する紀要掲載の論文及び叢書は、査読の対象とされる。

(査読委員会)

第3条 本研究所出版刊行委員会のもとに、査読委員会を設置する。

2 査読委員会は、出版刊行委員会委員3名によって構成され、1名を査読委員長とする。

3 査読委員会は、査読者の選定など査読制度の実施に必要とされる所用の事務を実施し、査読

委員長はそれを統括する。

(査読者)

第4条 査読委員会は、論文等の内容にふさわしい2名の査読者を選任し、査読を委嘱する。

2 査読委員会は、査読対象論文等に近接する研究領域を専攻する本研究所所員から査読者を選任・委嘱するものとする。但し、当該論文等に近接する研究領域を専攻する所員を得られないときには、所員以外の研究者を査読者に選任・委嘱することができる。

3 査読者は、原則として、匿名とする。

(査読結果報告)

第5条 査読者は、別に定める査読基準によって、「採用」・「不採用」の評価を付して、査読委員会に査読結果を報告する。この場合、査読者は、「補正のうえ採用」という報告を行うことができる

社会科学研究所査読に関する内規	1
社会科学研究所査読基準	2
特定課題研究所設置に関する内規	3
明治大学研究支援者に関する要綱	5
総合研究「アジア農村発展の課題」を終えて 久保田義喜	7
次 『女性と労働』を刊行して 吉田恵子 8	
『刑事手続における事実認定の推論構造と 真実発見』を刊行して 増田 豊 9	

『リスクマネジメントと企業倫理』を刊行して 中林真理子	10
『スウェーデン近代会計の動向』を刊行して 大野文子	11
『人間行動の経済学』を刊行して 塚原康博 12	
『フーコーの穴』を刊行して 重田園江 13	
新所員の紹介	14

- きる。
- 2 査読者は、「不採用」及び「補正のうえ採用」と評価する場合は、査読委員会に、その理由を報告する。
- 3 査読者の評価が異なった場合には、査読委員会が最終判定を行う。
- 4 査読委員長は、査読結果を速やかに執筆者に通知する。
- 5 「補正のうえ採用」との通知を受けた執筆者が補正原稿を提出した場合は、査読委員会は、補正内容を確認し、採否を決定する。
- (異議申立・再査読)
- 第6条 論文等が不採用とされた執筆者は、査読結果に不服がある場合は、運営委員会に、再査読を要求することができる。
- 2 運営委員会は、再査読のために、複数の再査読者を選定し、再査読を実施する。
- 3 再査読の手続きとその結果報告は、査読手続きに準じて行われる。

附 則

- 1 本内規の施行期日は 2004 年 4 月 1 日とし、同日以降に刊行される紀要に掲載する論文及び叢書から適用を受ける。
- 2 「社会科学研究所叢書の査読要領」は廃止する。

社会科学研究所査読基準

1. 本査読基準は、「社会科学研究所査読に関する内規」第5条の「別に定める査読基準」である。

2. 査読者は、提出された原稿の内容と形式から、つぎのような判定をする。

S : きわめて優れていて、掲載に値する。

A : 充分掲載に値する。ただし、査読者が若干の修正を求めた場合には、執筆者は原則として修正しなければならない。

保留：査読者の求めにより執筆者が 3 週間以内に修正すれば掲載することを認める。
この判定は、論文修正後に A 判定となる見込みのものであることを意味する。したがって、論文修正後の判定は A か B となる。

B : やや不充分だが、他の査読者が認めれば掲載してもよい。執筆者が 3 週間以内に大幅に修正することは困難で、たとえ修正 B 判定は変わらない。ただし、他の査読

者が掲載を認めることもあるので、その場合には査読者は最低限の修正を求め、執筆者は原則として修正しなければならない。

C : 不充分で、掲載に値しない。

3. 査読者は、S と A を「採用」、保留を「補正のうえ採用」、B と C を「不採用」と評価する。査読者は、査読委員会に報告するにあたって、「採用」「補正のうえ採用」「不採用」という評価とともに、S、A、保留、B、C という判定ならびに修正すべき事項及び所見を報告する。

4. 日本語以外の原稿については、当該言語を母国語とする執筆者以外の者によって文章の点検を受けていることとする。査読者はその点検の状況も判定要素とする。

附 則

この基準は、2004 年 7 月 15 日から施行する。

特定課題研究所設置に関する内規

(趣旨及び設置)

第1条 この内規は、研究所規程（昭和61年規程第106号。以下「規程」という。）第24条の規定に基づき、社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所（以下「各研究所」という。）のもとに特定課題研究所を設置することに伴う規程第4条第13号に定める事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 各研究所に所属する所員は、特定の研究課題を設け目的を明らかにした共同研究を推進するために、申請のうえ許可を得て、所属する各研究所のもとに特定課題研究所を設置することができる。

(目的)

第2条 各研究所に所属する所員が、特定課題研究所のもとで学内・学外の研究者等と共に連携し、総合的かつ学際的な共同研究の推進を図ることにより、学術の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 特定課題研究所は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- / 共同研究及び調査、またその成果の発表
- ▽ 公開講演会、シンポジウム、研究会等の企画及び開催
- ▽ 受託研究、寄付金等による特定課題研究の受入
- ± 学部・大学院学生の教育並びに研究支援
- ↖ その他第2条に定める目的達成に必要な項目

(組織)

第4条 特定課題研究所は、所属する各研究所所員により構成される共同研究者若干名をもって組織し、1名を研究代表者（以下「代表者」という。）とすることができる。

- 2 代表者は特定課題研究所の事業を総括する。
- 3 代表者は、他の特定課題研究所の代表者を兼ねることはできない。
- 4 特定課題研究所は、共同研究を推進するため必要と認められる場合には、次の各号に掲げる共同研究者を受け入れることができる。

- / 他の各研究所に所属する所員
- ▽ 客員教員
- ▽ 共同研究員
- ± ポストドクタル研究員
- ↖ リサーチ・アシスタント
- ↖ 研究技術員
- ↖ 客員研究員
- ↖ その他の研究員

- 5 第4項第3号から第7号に定める者を雇用する場合は、明治大学教員等任用基準及び同細則並びに明治大学研究支援者に関する要綱の定めるところにより行うものとする。

(運営)

第5条 各特定課題研究所の運営については、構成員である共同研究者間の協議により定めるものとする。

(申請・選考)

- 第6条 特定課題研究所を設置しようとする代表者は、特定課題研究所設置申請書を、所属する各研究所長に提出しなければならない。
- 2 各研究所長は、申請書の提出があった場合は、各研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）において、特定課題研究所の設置に関する

る審査及び選考を行うものとする。

- 3 前項に基づき、運営委員会は必要に応じてヒアリングを行うことができる。

(設置期間)

第7条 特定課題研究所の設置期間は5年以内とする。

- 2 設置期間終了後も継続して特定課題研究所の設置を希望する場合、代表者はその理由を明記した特定課題研究所にかかる計画書を、所属する各研究所長に提出し運営委員会の審査及び選考を受けなければならない。この場合の設置期間は5年以内とする。

(施設・設備)

第8条 特定課題研究所は、研究施設として代表者の研究室又は所属する運営委員会が承認した学内・外の研究施設に、期限を付して設置することができる。

(研究費)

第9条 特定課題研究所の運営に要する研究費は、当分の間、外部研究費・助成金等を充当することを原則とする。

- 2 研究費の一部は、必要に応じて共同研究者から徴収する賛助金及びその他の資金を充てることができる。

(研究成果の報告)

第10条 代表者は、毎年度末に特定課題研究年次報告書を作成のうえ、所属する各研究所長に提出しなければならない。

- 2 代表者は、研究期間終了後3ヵ月以内に特定課題研究の成果を、所属する各研究所長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第11条 報告された研究成果は、原則として代表者によって、学会誌、刊行物、叢書等によって公表しなければならない。

(第三者評価)

第12条 各研究所長は、報告を受けた特定課題研究の成果を第三者評価委員会に提出し、その評価を受けなければならない。

- 2 第三者評価委員会に関する事項は別に定めるものとする。

(知的財産権)

第13条 特定課題研究の結果、知的財産権が生じた場合の、本学の共同研究者の権利取り扱いについては、明治大学発明等に関する規程によるものとする。

(事務処理)

第14条 特定課題研究所に関する事務処理は各特定課題研究所内で行うものとし、必要に応じて、第9条に定める研究費の範囲で業務補助職員を嘱託することができる。

(解散)

第15条 設置申請した特定課題研究所を期限前に解散する場合は、研究代表者名によって、所属する各研究所長に届け出なければならない。

(改廃)

第16条 この内規を改廃するときは、各運営委員会の議を経て、研究所所長会で行う。

附 則

1. この内規は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。

明治大学研究支援者に関する要綱

2004年3月1日制定
2003年度例規第7号

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究活動の促進を図ることを目的として、研究を遂行する上で必要となる研究支援者に関し、必要な事項を暫定的に定めるものとする。
- 2 この要綱は、当分の間、私立大学学術研究高度化推進事業に係る研究プロジェクト、科学研究費補助金による研究、学外機関との共同研究、外部から委託された受託研究、指定寄付金及び奨学寄付金による研究その他本大学が特に認めた研究に限り適用するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「研究支援者」とは、本大学の専任教員が研究代表者となる研究の遂行業務に従事するため、一定の期間、法人と雇用契約を締結する者又は雇用契約を締結しないで研究スタッフとして本大学に受け入れる者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- / 共同研究員
- ✓ ポストドクタル研究員
- ✓ リサーチ・アシスタント（プロジェクト型）
- ⊥ 研究技術員
- ↖ 客員研究員

- 2 前項第1号から第4号までの研究支援者は、雇用契約を締結するものとし、同項第5号の研究支援者は、雇用契約を締結しない。

(研究支援者の資格)

- 第3条 共同研究員となることができる者は、博士の学位を取得している者若しくはこれと同等

以上の研究業績を有する者であって雇用時において35歳以上のもの又は当該研究を遂行する上で必要な高度かつ専門的な知識と能力を有する者とする。

- 2 ポストドクタル研究員となることができる者は、博士の学位を取得している者（ただし、社会科学及び人文科学の分野にあっては、博士の学位を取得している者に相当する能力を有する者を含む。）であって雇用時において35歳未満のものとする。
- 3 リサーチ・アシスタント（プロジェクト型）となることができる者は、明治大学教員等任用基準細則に定める資格を有する者とする。
- 4 研究技術員となることができる者は、当該研究を遂行する上で必要な特殊技術を有する者とする。

- 5 客員研究員となることができる者は、第1項から前項までのいずれかの資格を有する者であって当該研究の参加において雇用契約を要しないものとする。

(雇用手続)

- 第4条 研究代表者は、研究支援者の雇用を希望するときは、必要事項を記載した申請書類を、当該研究を所管する部署（以下「所管部署」という。）を通じて当該研究に係る研究機関の長（以下「当該研究機関の長」という。）に提出し、雇用申請を行う。

- 2 前項の雇用申請の諸否は、当該研究機関の審査を経てから、学長又は担当常勤理事の了承を得て、理事長がこれを決定する。

(受入手続)

- 第5条 前条第1項の規定は、研究支援者の受入

申請について準用する。

- 2 前項の受入申請の諾否は、当該研究機関の審査を経てから、学長又は担当常勤理事の了承を得て、当該研究機関の長がこれを決定する。
(雇用期間及び雇用契約・更新)

第6条 研究支援者（客員研究員を除く。）に係る雇用期間は、1年以内の範囲で、雇用契約に定める期間とする。

- 2 雇用契約は、年度ごとに行う。
3 雇用契約は、当該研究の終了までを限度として、更新をすることができる。

(受入期間)

第7条 客員研究員に係る受入期間は、当該研究の実施期間の範囲内で、個々に定める期間とする。

(身分の喪失)

第8条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、研究支援者の身分を失うものとする。

- / 雇用期間又は受入期間が満了したとき。
- ✓ 雇用契約を締結した者が退職を申し出て、雇用契約を解除したとき。
- ✗ 客員研究員である者が当該研究の参加中止を申し出て、研究代表者がこれを了承したとき。
- ⊥ 当該研究が終了又は中止したとき。
- ↖ 心身の故障により、職務遂行が困難であり、又は不適当であると認められるとき。
- ↖ 勤務状態が著しく不良で、職務遂行に適さないと認められるとき。
- ↖ 本大学に重大な損害を与える、又は名誉を汚す行為のあったとき。

(給与等)

第9条 研究支援者（客員研究員を除く。次項において同じ。）の給与及び通勤手当（以下「給

与等」という。）並びに勤務時間は、それぞれの雇用契約において定める。

- 2 研究支援者への給与等の支払は、法人が行うものとし、当該給与等の支払額及び各種保険料（法人負担分）は、当該研究に対し交付される研究費をもって充当しなければならない。

(所属)

第10条 研究支援者の所属は、当該研究に係る研究機関又は研究代表者の主宰する研究室とする。
(呼称)

第11条 研究支援者の呼称は、第2条第1項各号に掲げる当該の名称に明治大学を付したものとする。ただし、必要に応じて、当該研究の名称又はその略称を括弧書きで付することができる。
(証明書の発行)

第12条 研究支援者には、身分証及び雇用又は受入履歴に関する証明書を発行することができる。
(本大学の施設の利用)

第13条 研究支援者は、必要に応じて、本大学の教育研究施設・設備を利用することができる。この場合において、研究支援者は、当該所管部署の長を通じて、当該施設・設備に係る管理者に対し、校規に準じて許可を得るものとする。
(知的財産権)

第14条 研究支援者との研究により得た知的財産権については、別に定める。
(実施細則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、研究支援者の取扱い及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、当該研究の実施要領、受託契約等に基づき、別に定めることができる。

附 則（2003年度例規第7号）

この要綱は、2004年（平成16年）3月2日から施行する。

(通達第1260号)

総合研究「アジア農村発展の課題」を終えて

研究代表者
農学部教授 久保田 義 喜

2001 年に始まった本研究は 2004 年度をもつて終了し、目下とりまとめ中である。各年度の調査と研究の概要については既に年次毎に「年報」に報告してきた。この研究においては、各メンバーは自分の研究対象国以外の国については調査を予定していなかったが、機会を活かし多くの国を見るにした。たとえばタイである。タイ東北部は土地条件が悪いに、めぼしい工業もないことから従来、貧困な出稼ぎ地帯とされてきた。その劣悪な土地条件の下で地力収奪型の農業が行われてきたのである。米が生産できないためキャッサバを作り、それを家畜の飼料として EU 諸国へ輸出し外貨を稼いできたのである。

こうしたシステムは EU 農業自体にも問題を引き起こしてしまった。安いキャッサバ飼料の輸入は自国の循環型農業に打撃を与えるようになってしまったからである。そこで EU はタイからのキャッサバ輸入を制限し飼料の自給率を高める政策に転換した。有力市場を失ったタイはキャッサバから飼料を作るだけではなく、澱粉に加工し、より付加価値を高めて販売する戦略へと転換したのである。輸入国の厳しい品質管理に対抗すべく ISO 基準をクリアした新鋭工場を次々に建設している。一方、これらの工場に原料を供給する農民も農業協同組合からではなく BAAC（農業・農協銀行）から融資を受けてトラクター（日本の中古機械）やキャッサバ運搬用のトラックなどを購入するようになってきた。今日、キャッサバからアルコールを生産する新たな動きができた。自動車の燃料とするためである。

こうなるとキャッサバにも新たな市場が開けてくる。これまでの伝統的な稻作農民に代わって新しいタイプの農民が層として形成されるかも知れない。とはいってもやはり水が必要である。灌漑設備を誰がどのように整備・拡充していくのか。政府は農民に資金を提供する機関として BAAC の育成に努めてきたが、農村発展の担い手として期待された農業協同組合は BAAC の下請け機関と化している。また農村工業化を推進しているキャッサバ加工工場は農村部に大いに雇用の場を広げているが、米の流通分野と同様に中国系の人々によって占められている。

いまタイと日本は EPA 協定の締結に向けて交渉を進めているが、澱粉などの農産物についてはほぼ合意できる状況となっているが、鉄鋼や自動車などの鉱工業製品分野については難航しているという。これはタイに限らず、これからアジア諸国と日本の関係を考えるうえで示唆を与える動きとなっている。

共同研究者

農学部教授 岡田 正雄
農学部教授 北出俊昭
農学部教授 大内 雅利
農学部助教授 池上 彰英

『女性と労働』を刊行して

情報コミュニケーション学部教授
吉田 恵子

社会科学研究所の総合研究として「女性と労働」を採択していただいたのは1997年のことでした。思いもかけず手間取り、叢書として出版されたのが、2004年。その間多くの方々にご迷惑をかけながらの出版となりました。

この研究を計画し始めた90年代半ばは、働く女性の姿が大きく変わった時期でした。改正雇用機会均等法も成立し、曲がりなりにも労働の場での法的差別はなくなり、働く環境も整備されつつありました。しかし内実はといえば、女性の、特に既婚女性の雇用の主流を占めるのは相変わらずパート労働であり、低賃金・低位的労働という女性労働の伝統的な特徴が払拭されたとは到底言い難い状況でした。一方男性労働者も、グローバル化の名のもとで激しいリストラクチャリングにさらされ、厳しい現実に翻弄されていました。近年経験したことのないほど高い失業率の犠牲者になるか、はたまた過労死に追い込まれるほど長時間労働を耐え忍ぶのか、という両極化の進展です。歪んでいるとしか言いようがない現実がありました。このような男性と女性の労働市場での在り様は、お互いに決して無関係のものではありえない、この両者が家庭と労働という二つの局面で取りむすぶ関係こそが、これらの様相の基底にある、というのが私達の共通の認識でした。

総合研究の研究員（政治経済学部・斎藤哲、経営学部・東條由紀彦、短期大学・吉田恵子、同・岡山礼子）は共に歴史研究を専門とし、それぞれドイツ・日本・イギリスをその研究の対象として

います。グローバル化の進展と言われながらも、日本とヨーロッパのあり方は大きく異なるし、またヨーロッパの中でもイギリスとドイツではやはり異なっている。その個性の確認こそが一方で求められている時に、この3つの国との比較研究という方法で女性労働の歴史研究を行うのは、それなりの意義があるとささやかな自負も持っていました。

が、その後の数年間の現実の変動は予想を越えるものでした。非正規雇用の急速な拡大です。すでに女性の場合は、雇用労働者の半数近くはパート労働となり、かつては正社員が行っていた職種へと広がっています。男性正社員が女性の契約や派遣によって代替されたり、男性の中にも非正規雇用が広がったりという現象も見られ、男性と女性を隔てていた垣根が一部ではあれ、壊されてきたのです。しかしそれは、女性にとって好ましいことかと言えば決してそうではなく、矛盾は重い形で女性にのしかかったままです。女性労働を特殊なものとして低位に囲い込んできたつけを支払わされているのです。

現状のルーツを探るべく研究を開始したその後に、現状があまりにも変わっていくのを目の当たりにし、いささかあせりを感じていました。歴史研究が「現代との対話」であるとするならば、現代が変わることで当然その対話の中身も異なってきます。対話がうまく成立しているのか、諸般の事情のなかで出版が遅れたことで最も気がかりであったのはこの点です。皆様のご批判を待ちたいと思っています。出版にあたりご配慮を戴いた社会科学研究所の方々に心より御礼申し上げます。

『刑事手続における事実認定の推論構造と真実発見』 を刊行して

法学部教授 増田 豊

本書は、『法律学方法論と刑事法基礎理論』と題する私の研究叢書の第2巻であるが、社研による助成を賜り最初の刊行となった。第1巻と第3巻については、目下、刊行に向けて準備中である。第1巻では、『語用論的意味理論と法解釈方法論』と題して法解釈方法論が、また第3巻では、『規範論による刑法の再構築』と題して刑法の基礎理論が追究される。

本書の主題を簡潔に述べれば、事実認定の方法論ということである。つまり、犯罪をどのように認定するのか、認定された事実は真実なのか、そしてそもそも真実とは何かということが、その主要テーマである。著名な法哲学学者カール・エンギッシュは、刑事手続におけるすべての証明は、究極的には間接証明であると主張した。というのも、裁判官は、事件を直接的に知覚して、そこから事実を認定するのではなく、証拠調べに際して知覚された事実から、裁判官によっては知覚されなかった主要事実を経験則に基づき推論することを課題としているからである。だとすると、事実認定の方法論にとって「知覚された事実から知覚されなかつた事実への推論」の構造を探求することが重要になってくる。

この点で私がとりわけ注目したのは、パースの「アブダクション」であった。パースによれば、推論には、規則と事例とから結果を導出する「演绎」と事例と結果とから規則を導き出す「帰納」のほかに、規則と結果とから事例を導き出す「アブダクション」がある。このアブダクションの典型例においては、結果から原因へと展開する後ろ

向き推論が行われることになる。例えば、「風邪を引くと熱が出る」という規則と「子供が熱を出した」という結果とから、「その子は風邪を引いた」という事例を導き出すような場合に、アブダクションが行われることになる。しかし、これは、(単調)論理学的に見れば、後件肯定の虚偽を犯すものである。そこで、仮説を真なるものとして正当化する過程が必要となり、当該仮説と競合する仮説を消去するために帰謬法が使用されることになる。法律学における帰謬法は、対話的な論証法であり、そこでは、「コミュニケーション的合理性」をいかに制度的に確保するかが主題化されることになる。

もっとも、このような論証によって認定された事実は、真実なのであろうか。真実とは何か。真実は言葉の厳密な意味で発見されるものなのか。それとも、それは構成・構築されるものなのか。この点については、哲学的真理論における議論について検討することが必要であった。私の考えでは、刑事手続という言語ゲームにおける真実は、真実そのものではなく、受容され得る真実であり、その限りで可謬的なものである、ということになる。

なお、本書に対して連合駿台会学術賞が授与されたことは、わたくしにとって望外の喜びであった。これも、社研による助成があったからこそである。私の研究叢書の第1巻と第3巻はいつ刊行されるのかという照会が、本書の読者から出版社に寄せられている。学術賞の副賞として賜った賞金は、次なる著書の刊行資金に充当させて頂くことにしたい。

『リスクマネジメントと企業倫理 —パーソナルハザードをめぐって—』 を刊行して

商学部助教授 中林 真理子

本書は、明治大学博士学位請求論文「パーソナルハザードについての包括的研究—保険、リスクマネジメント、企業倫理からの統合的アプローチ」に若干の加筆・修正を加えたものです。明治大学商学部、同大学院商学研究科に学び研究者の道を志してきた筆者にとって、その最初の目標であった学位論文を明治大学社会科学研究所叢書として刊行できたことは身に余る光栄です。

本書は、保険、リスクマネジメント、企業倫理の各領域でそれぞれ行われてきたこのようなパーソナルハザード (**personal hazards**) に関する研究を統合させ、概念的混乱を解消し、パーソナルハザードへの対応指針を明確にすることを目的としています。第Ⅰ部理論編では保険市場を対象としたパーソナルハザードの概念的枠組みについての考察をより広い領域を対象としたものに拡大させ、パーソナルハザード全般を対象とした概念的枠組みと対応策の指針を示しています。第Ⅱ部事例編では、個別の保険商品の取扱いをめぐり実際に生じた企業倫理に関わる問題を取り上げ、第Ⅰ部で示した指針をもとに具体的な対応策について論じています。

パーソナルハザードとは行為主体のパーソナルな行為に関する損失生起拡大要因の総称で、故意や悪意または重過失であるモラルハザード (**moral hazards**)、過失であるモラールハザード (**morale hazards**)、さらに悪意のない判断ミスであるジャッジメントハザード (**judgment hazards**) に分類されます。このうちのモラルハザードは元来保険制度に付随する問題に対して使

用されてきた用語です。しかし近年では、保険の領域に限定されることなく、情報が偏在する他の市場での問題を考察する際にも使用されています。このような広い観点からは、保険企業が問題としてきたモラルハザードは保険企業にとっての企業倫理上の課題事項の一つで、リスクマネジメントの対象と捉えられます。

本書では企業活動、とりわけ経営者の経営判断をめぐる議論におけるモラルハザードに注目しています。モラルハザードは一見経済合理的に見える行動にも付随し、市場の円滑な運営を阻害する搅乱要因となっています。経営判断上のモラルハザードを完全に抑止するのは困難ですが、企業倫理の観点を導入することが有効な対処法を導きます。モラルハザードは、防止規定という外的な力によりある程度抑止されます。しかし、これに加えた行為主体の自主的な抑制を促進する必要があり、組織内で倫理という普遍的な価値基準を共有することが求められます。以上の考察により、最終的には企業倫理の成果を取り入れたリスクマネジメントの必要性に言及しています。

最後になりますが、厳しい学術研究書出版事情に関わらず本書を出版する機会を与えてくださった明治大学および同社会科学研究所に深く感謝いたします。また、刊行に際して大変お世話になった研究所関係者の皆様に御礼申しあげます。

『スウェーデン近代会計の動向 —スウェーデン型混合経済の台頭・ 形成期におけるその役割—』を刊 行して

情報コミュニケーション学部教授

大野文子

この度、本著を昨今の出版事情の厳しさと個人的な理由による出版の大幅な遅れにも拘わらず、明治大学社会科学研究所叢書として発行して頂いたことに学校法人明治大学及び同社会科学研究所の所長及び関連の皆様方に心中よりお礼申し上げます。

本著は、その副題が示すようにスウェーデン型混合経済体制の台頭・形成に対して企業会計が果した役割を考察することを目的としております。

邦国の第一次高度成長期が終焉を告げる頃、「豊かな国」スウェーデンの「光と陰」に彩られた経済・政治・社会の様々な情報が流入してきました。とはいえ情報の主流は、主として所得と富の再分配に関するものでした。これらの情報に接する度に知りたいと思ったことは、いわゆる「高福祉・高負担」を可能にするこの国の個別経済主体としての私的企业の経営活動とそこでの企業会計の問題でした。明治大学より頂戴したスウェーデンへの在外研究期間(2年間)は、無能なわたしには短すぎてこれらの問題の解明を先延ばしせざるを得ず、結局、同国への複式簿記の伝来事情を起点とする会計史研究を開始しました。

本著は、そのような研究過程の一齣として、これまで公表してきたスウェーデン会計史に関する紀要論文のうちよりスウェーデン型混合経済の台頭・形成過程との関連で重要と思われるものを選択し、その全面的書替・部分的修正と加筆をした上で体系的に纏め、新に補章としてこの時期にお

けるこの国の会計諸規定の動向に関する論文を執筆することによって、おぼろげながらもその全体像の把握に努めました。同時にスウェーデン型混合経済体制の枠組みの構築に寄与した経済・政治・社会思想とりわけ時の政権たる社会民主労働党の優れたブレン達のそれ或いは北欧的な世界観ともいべきものにも立入り、資本蓄積擁護型の企業会計への影響を探りました。

著作の執筆の過程は、幾つかの問題を提起してくれました。「スウェーデン近代会計の動向」は、既に初稿の段階でわたくし自身の心の中では遠い過去のものとして風化してしまっていました。この著作の展開として、現在、部分的に研究を開始しているこの国の現代会計上の主要問題（例えば、環境会計・年金会計・会計士の倫理・会計国際化への対応・税制などの問題）の解明、或いはスウェーデン型混合経済の原型の形成期に社会民主労働党のブレーンの一人として参画した **G.Myrdal** の経済・政治・社会思想のなお一層深い究明に向けて、「いのちの持ち時間」がある限り、懲りずに蝸牛のような歩みを続けたいと考えております。

「人間の愚行には限りのないこと」を思いながら。

在外研究期間中より現在までストックホルム大学・ストックホルム商科大学・ウップサラ大学の **Dr. & Prof. John Skär**・**Dr. & Prof. Lars A Samuelson**・**Dr. & Prof. Eva Wallenstedt** には文献収集に始る多大な温かなご援助に、明治大学の森川先生をはじめとする諸先生方には自由な研究の持続をお許し下さった寛大なご配慮に感謝しながら、筆をおきます。

『人間行動の経済学—実験および実証分析による経済合理性の検証—』を刊行して

情報コミュニケーション学部教授

塚原 康博

まずははじめに、本書を社会科学研究所叢書として刊行していただき、社会科学研究所所長をはじめとして関係各位の皆様に厚く御礼申し上げます。この制度は、出版助成なしでは採算のとれない専門書の出版も可能となるため、これまでの研究成果を1冊の本としてまとめようという大きなインセンティブを与えてくれました。本にする量の研究成果を蓄積しても、出版できる可能性があるのとないとでは、研究意欲にも大きな違いが生じます。研究成果の蓄積が本として陽の目を見るのであれば、それを励みとしてがんばることができます。その意味で、この制度の恩恵にあずかった者として、この制度の所員に対する研究促進効果は大きく、この制度の維持・発展を願っているところです。

さて、本書の内容ですが、私は個票データの解析、授業での調査、ゼミナールでの学生との議論を通じて、現実の人間行動は、経済学が想定する経済合理性の動機だけではうまく説明できないということを強く実感してきました。とりわけ、医療や福祉などの社会保障分野のデータ解析や相手の存在が明確に意識されるゲーム理論の実験を手がけてきたこともあり、経済合理性だけでは割り切れない「人間としての存在」しかも「尊重されるべき存在としての人間」という視点を強く意識するようになりました。社会は1人では成立せず、複数の人間がいてはじめて社会となるのであり、そこに登場する個人は、人間として尊重される必

要があり、人間の尊厳を維持できる扱いを受ける必要があります。経済合理性の帰結が人間の尊厳に抵触する場合には、その帰結を社会は受け入れないでしょう。社会における取引は、取引相手を人間として尊重し、自分も人間として尊重されるという前提が成立してはじめて円滑かつ持続的な取引が可能になるのであり、この前提が成立しないと、人間関係が崩壊し、社会そのものも崩壊する可能性があります。そして、効率と並ぶもう1つの重要な価値である公正の根本的な意味内容を私は、社会を構成する各個人をそれぞれ人間として尊重すること、社会を構成する各個人がそれぞれ人間としての扱いを受けることと考えています。

本書は、刊行から1年以上が経過しており、刊行時には社会科学研究所の配達助成の制度を通じて多くの先生方に献本しました。この制度に関しましても、社会科学研究所に御礼申し上げたいと思います。献本した先生方からお礼と励ましをいただきましたが、中でも尊敬する酒井泰弘先生からは3枚にわたる自筆の丁重なお手紙をいただき、尊敬する浜田宏一先生からはメールをいただいた後、直接お会いする機会がありました。いずれの先生からも熱い激励を受け、おおいに勇気づけられました。このような経験が得られたのも、自著を社会科学研究所叢書として刊行していただいたおかげであり、感謝の気持ちにたえません。私としては、本書の刊行を一区切りとしますが、これは終着点ではなく、これを通過点として、さらに前へ前へと研究を押し進めていく所存であります。

『フーコーの穴—統計学と統治の現在—』を刊行して

政治経済学部助教授 重田園江

このたび、明治大学社会科学研究所叢書の一冊として、『フーコーの穴—統計学と統治の現在—』を木鐸社より刊行することができた。この本は私にとってはじめての単著であり、出版に当たって社会科学研究所から協力をいただいたことは大きな力となった。

著書を出版するというのは、論文を執筆するのとは異なり、編集者をはじめ多くの人との長期にわたる共同作業を欠くことができない。書かれた内容だけでなく、目次・索引から装丁にいたるまで、著者と編集者は、どのようなコンセプトで、どのような人々に向けて、その本を世に問うのかをつねに考えなければならない。たとえば、四六版とA5版とでは、一般書と専門書という違ったくくりに入ることになり、書店で本が置かれる場所、手に取る人々、図書館での配置、そしてその本のたどる運命そのものが変わってくる。また、参考文献のつけ方、索引に対する力の入れ方など、著者がその本にどのような仕方でかかわるかによって、でき上がった著書の質そのものが異なってくるのである。

こうした意味で今回の出版は、私にとって研究の成果を世に問うとはどういうことかを改めて考え方をされるよい機会であった。細くても長く読まれる本と言えば、一時期の流行が終わると古本としてすら値段がつかなくなる本より質の高いものであるかのように思われる。だがもう少し考えてみると、では「細く長く」というのはどのくらいの期間なのか、そしていったいどのような層に長く読まれる本がよい本なのかなどなど、考えは

じめるときりがなく、一概によいか悪いかを決めかねることが分かつてくる。また、カバーデザインをはじめとする装丁によって、書店で手に取つてみる受け手に与える印象が大きく変わってくることも、単著を出版するという経験の中で、はじめて違った視点から見なおしたことの一つであった。

このように書くと、内容以外の面ばかりに気を取られているように思われそうだが、実はこうした一見外面向けが事柄こそ、「自分が今世に送り出そうとしている著書は、どのような目的で、どのようなテーマで、誰に対してメッセージを発しているのか」を考えることに直結しているのだ。雑誌論文では他の多くの論文に隠れ、また特集の名に隠れて問題にすることのない研究テーマやメッセージの力強さなどが、著者の名前に直接返ってくる形で問われるという経験は、まったくはじめてのものであった。

出版からしばらく経つてみると、反応が思わぬところからあった反面、期待したところからは案外それほどでもなかった気もしてくる。だが、一年以上経つてから反響があり、それが新たな人間関係や仕事へと広がってゆくといった機会にも恵まれ、政治研究櫻田会学術奨励賞受賞という栄誉までも与えられ、著書出版によって得られたものは数知れない。

著書のテーマに関しては、まとまった作品を世に送り出したことで一段落した感もあり、最近では「統計学」というものを少し距離を置いて眺めるようになってきた。執筆中は、統計が世界を席巻した一九世紀末の熱気に圧され、現在をそこからどのような距離感で捉えるべきか、うまく計れなかった。だが、現代において統計とは集団を管理統制するツールであり、他のさまざまなテクノロジーとの結合や応用のあり方を、むしろ問題

にすべきであると考えるようになってきている。セキュリティ、安全、治安維持といった事柄が今まで以上に話題になり、一種の集団ヒステリーを呼び起こしかねない最近の日本の状況を肌で感じるにつけ、統計がそうした熱気のネタを提供し、「科学的な情報源」としてふるまうことの脅威も

増してゆくだろう。事態を冷静な目で眺め、その危機感の根拠は確かに見定めるために、一九世紀の数字の洪水や統計ブームを反省的に回顧することは、決して古びないテーマでありつづけると考えている。

新 所 員 の 紹 介

新任所員の略歴等は次のとおり（年は西暦で表示。情コ・学部は情報コミュニケーション学部、ガバ研はガバナンス研究科、グロ研はグローバル・ビジネス研究科）。〈〉内は主な授業担当科目。

① 2003年10月1日付

◆小野島真（おのじま・まこと）

政治経済学部助教授

00年明治大大学院博士課程修了 経済博士

名古屋学院大経済学部助教授 〈財政政策〉

② 2004年4月1日付

◆大野幸夫（おおの・ゆきお） 法学部教授

76年慶應大大学院修士課程修了
新潟大教授 〈情報法〉

◆石井美智子（いしい・みちこ） 法学部教授

81年東京都立大大学院博士課程単位修得退学
東京都立大教授 〈親族・相続法〉

◆長坂 純（ながさか・じゅん） 法学部助教授

92年明治大大学院博士後期課程退学
帯広畜産大助教授 〈民法総則〉

◆中村実男（なかむら・みつお） 商学部教授

77年早稲田大大学院修士課程修了
東京農大教授 経営博 〈都市・地域交通論〉

◆小川智由（おがわ・ともよし） 商学部教授

82年明治大大学院博士後期課程退学

文京学院大教授 〈物的流通論〉

◆福田康典（ふくた・やすのり） 商学部専任講師

01年明治大大学院博士後期課程退学

明治大商学部講師 〈市場調査論〉

◆加藤彰彦（かとう・あきひこ） 政経学部助教授

99年早稲田大大学院博士後期課程退学

帝京大専任講師 文博 〈比較社会学〉

◆大久保健晴（おおくぼ・たけはる）

政経学部専任講師

00年都立大大学院博士課程退学 同大助手
〈日本政治思想史〉

◆本所靖博（ほんじょ・やすひろ）

農学部専任講師

97年明治大大学院博士後期課程退学

星陵女子短大助教授 〈財政金融論〉

◆歌代 豊（うたしろ・ゆたか） 経営学部助教授

92年筑波大大学院修士課程修了
㈱三菱総合研究所 〈経営戦略論〉

- ◆中西 晶（なかにし・あき） 経営学部助教授
00 東京工業大大学院博士後期課程修了
都立科学技術大助教授 学術博〈経営心理学〉
- ◆石津寿恵（いしづ・としえ） 経営学部助教授
00 年明治大大学院博士後期課程修了
北星学園大助教授 経営博〈財務会計総論〉
- ◆山下 充（やました・みつる） 経営学部専任講師
99 年早稲田大大学院博士後期課程修了
日本労働研究機構 文博〈経営心理学〉
- ◆大槻晴海（おおつき・はるみ） 経営学部専任講師
02 年明治大大学院博士後期課程退学
諏訪東京理科大助手〈管理会計総論〉
- ◆堀口悦子（ほりぐち・えつこ） 情コミ学部助教授
98 年明治大大学院博士後期課程退学
明治短大講師〈ジェンダーと法〉
- ◆藤原博彦（ふじわら・ひろひこ）
情コミ学部助教授
01 年東京大大学院博士課程修了 筑波大講師
社会情報博〈情報社会と経済〉
- ◆川島高峰（かわしま・たかね）
情コミ学部助教授
97 年明治大大学院博士後期課程修了
明治大政経学部講師 政治博〈政治学〉
- ◆青山善充（あおやま・よしみつ） 法科大学院教授
62 年東京大法学部卒 成蹊大教授
〈民事訴訟法演習〉
- ◆西埜 章（にしの・あきら） 法科大学院教授
70 年青山学院大大学院博士課程退学
新潟大教授 公法博〈行政法演習〉
- ◆角田由紀子（つのだ・ゆきこ） 法科大学院教授
67 年東京大文学部卒 弁護士
〈ジェンダーと法〉
- ◆鈴木利廣（すずき・としひろ） 法科大学院教授
中央大法学部卒 弁護士
〈医療・生命倫理と法〉
- ◆柳憲一郎（やなぎ・けんいちろう） 法科大学院教授
79 年筑波大大学院修士課程修了 明海大教授
〈環境と法〉
- ◆松山三和子（まつやま・みわこ） 法科大学院教授
81 年中央大大学院博士後期課程退学
埼玉大教授〈商法演習〉
- ◆三林 宏（みつばやし・ひろし） 法科大学院教授
86 年早稲田大大学院博士後期課程退学
立正大教授〈民法総則〉
- ◆平田 厚（ひらた・あつし） 法科大学院教授
85 年東京大経済学部卒 弁護士〈民法演習〉
- ◆工藤祐嚴（くどう・ゆうげん） 法科大学院教授
88 年一橋大大学院博士後期課程退学
立命館大教授〈民法演習〉
- ◆青山 佾（あおやま・やすし） ガバ研教授
67 年中央大法学部卒 前東京都副知事
〈政策創造研究〉
- ◆北大路信郷（きたおおじ・のぶさと） ガバ研教授
73 年国際基督大大学院修士課程修了
静岡県立大教授〈公共経営研究〉
- ◆村上 順（むらかみ・じゅん） ガバ研教授
75 年都立大大学院課程退学 神奈川大教授
法博〈自治体法務研究〉
- ◆山下 茂（やました・しげる） ガバ研教授
76 年ケント大大学院修士課程修了 自治体国際化協会パリ事務所長〈国際比較行政研究〉
- ◆兼村高文（かねむら・たかふみ） ガバ研教授
88 年専修大大学院博士後期課程退学
明海大教授〈公会計研究〉
- ◆笠 京子（りゅう・きょうこ） ガバ研教授
88 年京都大大学院博士後期課程退学
香川大教授〈行政学〉

- ◆中島康典（なかじま・やすすけ） グロ研教授
63年慶應大法學部卒
財日本不動産研究所顧問〈不動産価格分析論〉
- ◆川田 剛（かわだ・ごう） グロ研教授
67年東京大農學部卒 明治大商學部講師
税理士 〈国際租税法〉
- ◆近藤隆雄（こんどう・たかお） グロ研教授
77年立教大大学院博士課程退学 多摩大教授
〈サービス・マーケティング〉
- ◆上原征彦（うえはら・ゆきひこ） グロ研教授
68年東京大經濟學部卒 明治学院大教授
〈ペーシック・マーケティング〉
- ◆刈屋武昭（かりや・たけあき） グロ研教授
ミネソタ大大学院博士課程修了 京都大教授
統計博 数博 〈リアル・オプション〉
- ◆落合 稔（おちあい・みのる） グロ研教授
73年明治大大学院修士課程修了
CFOカレッジ代表 〈経営戦略会計〉
- ◆木村 哲（きむら・さとる） グロ研教授
74年早稲田大7理工学部卒
- みずほ第一フィナンシャルテクノロジー
〈投資技術・投資分析論〉
- ◆杉野 周（すぎの・あまね） グロ研教授
98年青山学院大大学院修士課程修了
九州国際大教授 〈経営情報システム論〉
- ◆山口不二夫（やまぐち・ふじお） グロ研教授
87年東京大大学院博士課程退学
育山学院大教授 〈企業分析論〉
- ◆王 京穂（おう・きょうすい） グロ研助教授
86年東京工業大大学院修士課程修了
みずほ第一フィナンシャルテクノロジー
〈派生商品論〉
- ◆乾 孝治（いぬい・こうじ） グロ研助教授
00年東京大大学院博士後期課程退学
京都大助教授 〈金融保険リスク管理論〉
- ◆山村能郎（やまむら・よしろう） グロ研助教授
96年東京工業大大学院博士課程修了
香川大助教授 工博 〈不動産投資論〉

社会科学研究所各種論文の募集

○ 叢書論文

募集件数 5件以内
申込締切期日 2004年9月21日（火）
原稿提出 申込締切期日までに、完成原稿を提出すること

○ 紀要論文

募集編数 5編
申込締切期日 2004年9月21日（火）
原稿提出 申込締切期日までに、完成原稿を提出すること

○ 欧文紀要論文

募集編数 4編
申込締切期日 2004年9月21日（火）
原稿提出 申込締切期日までに、完成原稿を提出すること

— お問合せ先 —

研究所事務所（社研担当）（電話）03-3296-4136